<事前協議の際に確認する主な項目>

※　以下に示す内容などを確認して交付申請額を決めていきますので、貴社に対し、追加資料の提出、工事内容や購入内容の確認を求める場合があります。

そのため、内容によっては、貴社から設備等の納入業者に対し書類提出や内容確認を行っていただく必要が生じますことを御承知願います。

※　事前協議の前に、あらかじめ各項目について**セルフチェック**をお願いします。

□１　必要書類、全般的事項について

□①　事前協議(交付申請提出)時に必要な書類は全てそろっているか？

□②　「固定資産明細書」に○印の付いている支払証拠書類は全てそろっているか？

　□③　投資金額は確定しているか（見積書、契約書(発注書)は全てそろっているか）？

　□④　支払証拠書類は原本ではなく写しの提出となっているか？

　□⑤　就業規則の写しは、最新のもので労働基準監督署の受付印が押印されているものか？

　□⑥　従業員名簿は指定申請書提出日（若しくは事業着手日）時点のものとなっているか？

　　　　また、欄外に「相違ない旨の記載」「社印の押印」が行われているか？

　□⑦　相見積書（若しくは単独見積もりとなった理由書）は添付されているか？

　□⑧　相見積書の添付がある場合、その仕様は契約したものと同一か？

　□⑨　相見積書の添付がある場合、相見積書よりも低い額（契約、発注額）での取り引きか？

　□⑩　自社調達（内製品）の場合、利益等排除(※)が行われているか？

　　　※　設備等の組立に従事した自社従業員の人件費や利益が含まれていないか？（人件費や利益に対し補助を行うことは適当ではないため。）

含まれている場合には、補助の対象から除外されているか？

□２　土地の取得が対象となる場合

　□①　県内での単なる移設ではなく、新たに事業を行う工場等を設置するために必要な用地の購入か？

　□②　過大と思われる土地の取得はないか？

　□③　民有地を取得する場合、不動産鑑定評価を取得しているか？

　□④　売買契約額は、鑑定評価の額よりも低い金額となっているか？

　□⑤　土地の購入費及び土地の造成費の合計は補助対象経費の1/2以内の額か？

□３　土地の造成費、外構工事費が対象となる場合

　□①　緑地・植栽工事が含まれる場合、必要最小限と認められるか（高価な高木等はないか）？

　□②　解体工事、撤去工事が含まれていないか？

　□③　事業のために必要な範囲での造成となっているか？

　□④　駐車場を整備する場合、整備台数は過大ではないか（実績時の従業員との比較等）？

□４　建物の建設費が対象となる場合

　□①　備品、消耗品、予備品(２セット目)等が含まれていないか？

　□②　可搬性、可動性、汎用性の高いものが含まれていないか？

　□③　工場等の解体工事、撤去工事、既存建屋の更新費用が含まれていないか？

　□④　公租公課は含まれていないか？

　□⑤　その他補助対象とすることに懸念のある経費が含まれていないか？

　□⑥　見積書と契約書、発注書の金額は同額か？

異なる場合、契約額と見積額の相違についてメモ入れや参考資料(変更契約書等)の添付が行われているか？

　□⑦　支払額は契約額と同額か？

補助対象以外の物との合算での支払の場合、内容が分かるメモ入れや補助対象以外の物の請求書等の添付は行われているか？

□５　機械設備費等が対象となる場合

　□①　備品、消耗品、予備品等が含まれていないか？

　□②　可搬性、可動性、汎用性の高いもの（フォークリフト、台車等）が含まれていないか？

　□③　既存設備の移転・撤去・入れ替え・更新費用などは含まれていないか？

　□④　リース契約、賃貸借契約が行われている設備は含まれていないか？

　□⑤　中古の設備を購入する場合、中古設備の販売を業とする者から購入しているか？

　　　　また、価格の妥当性の証明(新品での購入価格や同等品との性能が比較できる資料の添付)は行われているか？

□６　再生可能エネルギー関係

　□①　補助対象経費の１％以上の投資が行われているか？

　□②　再生可能エネルギー関連の投資は補助対象経費の1/2以内の額か？

　□③　売電メーター等、売電のための設備投資は含まれていないか？

事前協議の際に確認する項目の例となります。

協議の前に、あらかじめ各項目について**セルフチェック**をお願いします。